

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒

特 別 警 戒 本 部

(広島市消防局 8 消防署)

警 戒 計 画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒期間	1
第4	警戒区域	1
第5	特別警戒本部の設置場所	1
第6	組織等	2
1	組織	2
2	特別警戒本部長	2
3	任務等	2
4	施設等	4
5	情報通信体制	4
第7	警防対策	4
1	指揮体制及び通常配備隊の出動計画等	4
2	災害対応要領	5
第8	予防対策	5
1	サミット関連施設等の巡回警戒	5
2	立入検査等	5
3	統括警戒本部への情報連絡内容	5
第9	勤務等	5
1	特別警戒本部における勤務	5
2	勤務交替及び資機材点検等	5
3	統括警戒本部への定時報告	6
4	服装等	6
5	関係機関等の連絡先	6

第10	その他留意事項	6
1	関係機関等との連携	6
2	その他	6

第1 目的

この計画は、特別警戒本部（広島市消防局8消防署）の運営に必要な事項を定め、警戒区域内での要人等の動向に係る情報収集及び発生する災害への対応を迅速かつ的確に行うための体制を確保することを目的とする。

第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」、「予防計画」及び「G7出動計画」に定めるところによる。

第3 消防特別警戒期間

2023年5月16日（火）から5月22日（月）まで
ただし、要人の動向等により警戒期間を変更する場合がある。

第4 警戒区域

各消防署管轄区域とする。

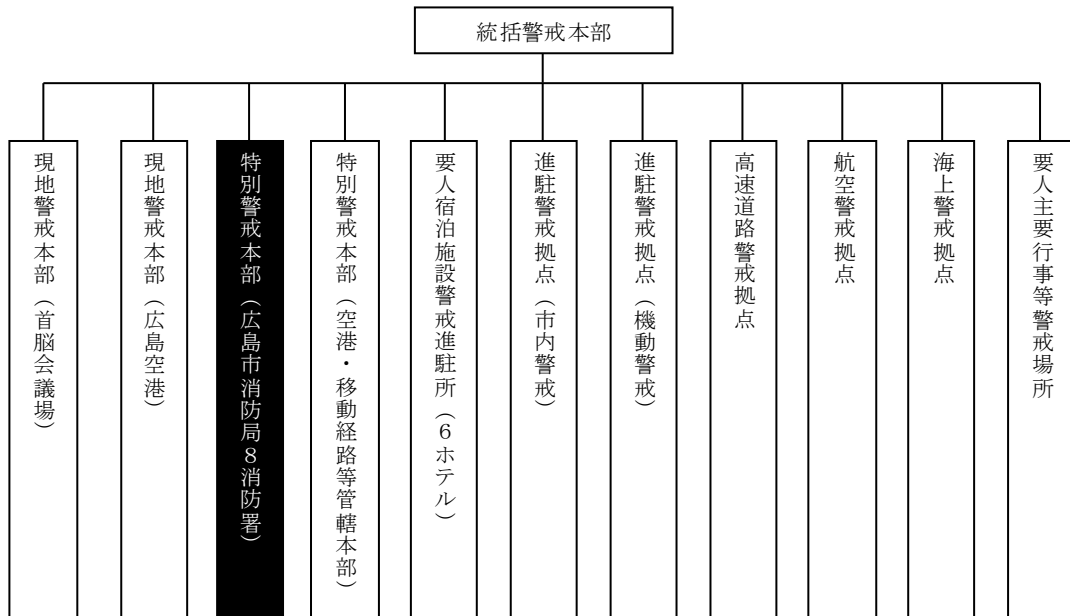
第5 特別警戒本部の設置場所

設置場所	住所
中消防署	広島市中区大手町五丁目20番12号
東消防署	広島市東区光町二丁目12番6号
南消防署	広島市南区的場町二丁目5番14号
西消防署	広島市西区都町43番10号
安佐南消防署	広島市安佐南区緑井一丁目10番3号
安佐北消防署	広島市安佐北区可部南四丁目26番13号
安芸消防署	安芸郡海田町堀川町3番12号
佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目25番18号

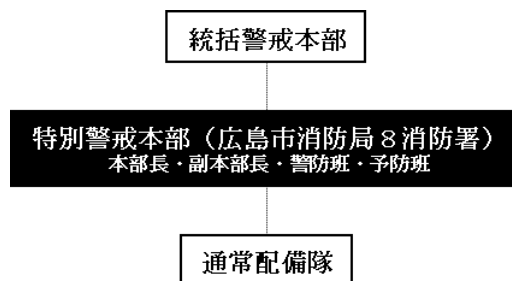
第6 組織等

1 組織

(1) 全体図



(2) 特別警戒本部組織図



2 特別警戒本部長

各消防署長とする。

3 任務等

(1) 任務

- ア 特別警戒本部の運営
- イ 統括警戒本部への各種報告
- ウ 各警戒本部等との連携
- エ 通常配備隊の管理
- オ 広島市警防規程第7条に規定する署本部の任務
- カ 災害発生時の対応

- キ 関係機関からの情報収集
- ク 各種情報の整理
- ケ サミット関連施設等の巡回警戒及び立入検査
- コ 要人等の動向及び滞在情報等の収集
- サ その他の特命事項

(2) 任務分担等

任務	役職	人員数	任務内容	
本部長	署長	1	1 特別警戒本部の統括管理及び運営 2 その他必要な事項	
副本部長 (警防班長)	副署長	1	1 特別警戒本部の統括管理及び運営 補佐 2 警防班の統括 3 その他必要な事項	
予防班長	予防課長	1	1 予防班の統括 2 その他必要な事項	
警防班	警防課員 (日勤者)	中 署	3	1 統括警戒本部及び管轄する通常配 備隊との連絡調整 2 広島市警防規程第7条に定める署 本部の任務 3 その他必要な事項
		東 署	2	
		南 署	2	
		西 署	3	
		安佐南署	2	
		安佐北署	3	
		安芸署	3	
		佐伯署	3	
予防班 (予防警戒要員)	予防課員 (日勤者)	中 署	6	1 サミット関連施設等の巡回警戒 2 必要に応じた立入検査及び是正指 導 3 広島市警防規程第7条に定める署 本部の任務 4 その他必要な事項
		東 署	4	
		南 署	5	
		西 署	6	
		安佐南署	5	
		安佐北署	3	
		安芸署	4	
		佐伯署	4	
災害対応 (通常配備隊)			1 災害対応 2 その他必要な事項	

4 施設等

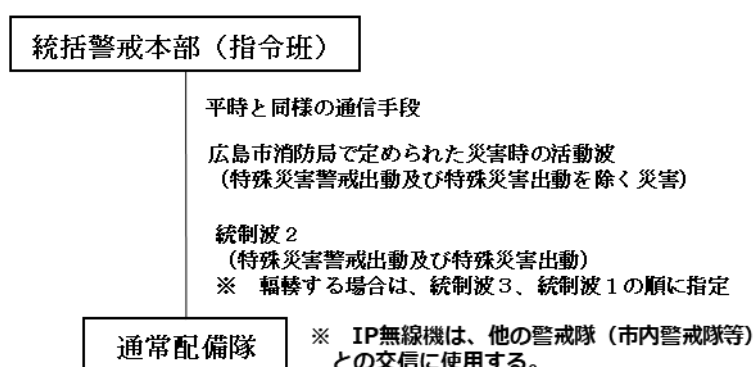
各消防署庁舎とする。

5 情報通信体制

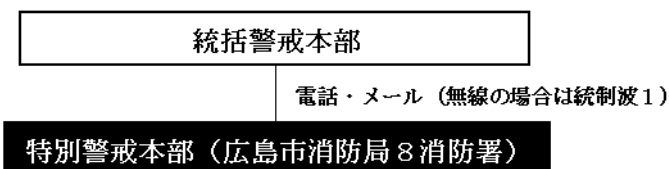
通常時及び災害発生時における情報通信体制は、「無線運用要領（広島市消防局）」によるほか、「情報通信要領」に定めるところによる。

（通信系統図）

「災害時」



「通常時」



第7 警防対策

1 指揮体制及び通常配備隊の出動計画等

(1) 指揮体制

各署管轄区域内で発生した災害における指揮体制は、広島市警防規程第11条に定めるところによる。

(2) 出動計画

広島市出動計画に定めるところによる。

(3) 移動配備

統括警戒本部長から指示があった場合は、G7出動計画に定めるところにより、広島市消防局管轄区域内に設置された進駐警戒拠点等に移動配備を行うものとする。なお、移動配備後の任務については、属する警戒隊の指揮者等の指示による。

- (4) 出動指令
広島市消防局消防通信指令管制システムによるものとする。

2 災害対応要領

通常配備隊の活動詳細は、「NBC災害等消防活動要領」によるほか、広島市消防局が定める各種活動要領等によるものとする。

第8 予防対策

1 サミット関連施設等の巡回警戒

サミットの開催に伴い、平時に比べ利用者が増大することが予想される施設等を対象に、避難経路の確認等を行うため、統括警戒本部（予防班）からの要請に基づき巡回警戒を行うものとする。

2 立入検査等

管轄区域内に所在する施設等へ要人が訪問することが判明し、統括警戒本部（予防班）から要請があった場合は、要人訪問前に当該施設の立入検査を行い、必要に応じて是正指導を行うものとする。

なお、上記要人情報については、統括警戒本部（情報班）及び特別警戒本部が相互に連絡を取り、必要な情報共有を図るものとする。

3 統括警戒本部への情報連絡内容

前記1及び2の実施状況等その他必要な事項とする。

第9 勤務等

1 特別警戒本部における勤務

(1) 勤務時間等は、「特別警戒共通事項」（広島市消防職員服務規程に定める通常の勤務時間）に定めるところによる。

(2) 通常業務と並行し、サミット警戒に当たる。

(3) 関係機関等から入手した情報について、統括警戒本部に対して的確に伝達する。

(4) 特別警戒本部長は、消防特別警戒期間中、要人の移動情報等を確実に収受・伝達するため、警防班又は予防班のうち1名以上を情報収集要員として日ごとに指定し、当直させるものとする。

なお、そのサービスの取扱いについては、別に通知する。

2 勤務交替及び資機材点検等

(1) 隔日勤務者は、平時と同様に事務引継ぎを行った上で勤務交替する。

(2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。

(3) 勤務開始後、通常配備隊は、車両及び資機材の点検を行うとともに、資機材の員数確認を併せて行うものとする。

3 統括警戒本部への定時報告

「警防計画」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式2》警戒日誌

《様式3》重要情報報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

※ 特別警戒本部長が警防班、予防班及び通常配備隊の情報を取りまとめ、報告する。

4 服装等

「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

5 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

第10 その他留意事項

1 関係機関等との連携

関係機関との情報交換等を綿密に行うなど、必要な連携を図るものとする。

2 その他

本計画に定めのない事項については、「警防計画」及び「予防計画」等、その他消防特別警戒に関する各種計画・要領等によるものとする。